

浦添市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例

浦添市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。